

入札公告（建設工事）

次のとおり、一般入札に付します。

令和 7年12月12日

支出負担行為担当官

国立療養所星塚敬愛園 事務部長 石川 秀利

1 概要及び日程等

(1)調達件名	国立療養所星塚敬愛園外来棟改修等工事
(2)工事期間	契約日から令和 9年 3月31日(火)
(3)工事場所	鹿児島県鹿屋市星塚町4204番地
(4)契約方法	一般競争入札(総合評価落札方式)
(5)入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認書等の提出期限間まで (入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません)
(6)入札説明会の日時及び場所	実施しない (質問等はメール・FAX・電話等で対応)
(7)競争参加資格確認関係書類等及び技術提案書の提出期限	令和 8年 1月8日(木) 17 時 00 分
(8)入札書の提出期限	令和 8年 2月2日(月) 17 時 00 分
(9)開札の日時及び場所	令和 8年 2月3日(火) 11 時 00 分 原則、立会方式の開札を実施しない
(10)入札方法	入札金額は総価を記載すること。本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」及び「施工計画(簡易な施工計画)」について記述した、競争参加資格等関係書類を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型 I 型)の工事である。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ・本工事においては、資料提出、入札等を電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。 ・本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」(以下「工事成績相互利用対象工事」という。)の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする。詳細は入札説

	明書による。
(11)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容 外来棟の工事を行う。 ①建築工事 外壁改修工事(工事範囲内) ②建築工事 屋上防水改修工事(シート防水) ③機械設備、電気設備に伴う作業範囲の天井撤去及び復旧工事 ④仮設工事 分割施工のため仮設間仕切り等の安全対策 ⑤渡り廊下の新営部分の設置工事 ⑥共通仮設工事

2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

(入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません)

〒893-0041 鹿児島県鹿屋市星塚町 4204 番地 国立療養所星塚敬愛園 会計課 会計班長

電話 0994-49-2500 (内線 490)

上記の交付場所及び調達ポータルにおいて、入札説明書を交付する。

3 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2)令和 07・08 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長から「建築一式」で A 等級又は B 等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3)会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4)平成 22 年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。)なお、当該施工実績が厚生労働省発注の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「表1工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。ただし、工事成績評定を実施していない場合にはこの限りではない。
- ・事務所を含む建物の改修工事の実績があること。
- (5)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ①主任(監理)技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。詳細は入札説明書による。
- ②平成 22 年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省発注の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。ただし、工事成績評定を実施していない場合にはこの限りではない。

③配置予定の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

④配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(6)厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(7)上記(4)に示した工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(資本もしくは人事面における関連については(8)の記載による。)

「工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社大建設設計

(8)入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア親会社と子会社の関係にある場合

イ親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9)次の要件を満たす者であること。

①次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出限の直近2年間(才及び力について2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

ア厚生年金保険

イ健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

ウ船員保険

エ国民年金

オ労働者災害補償保険

カ雇用保険

※各保険料のうち才及び力については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

②この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ2に照会すること。

(10) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。

(11) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出(調達ポータルにより入れした場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」及び「施工計画(簡易な施工計画)」について記述した、競争参加資格等関係書類を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型I型)の工事である。

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点(入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。)に加算点40点(以下(2)に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。)を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

- I 施工計画に関する事項
- II 企業の技術力に関する事項
- III 技術者の能力に関する事項
- IV 地域貢献度に関する事項
- V ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- VI 工事信頼度に関する事項
- VII 賃金引上げの推進に関する指標

(3) 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の上記(2)による評価項目(評価指標)を評価し、評価値 = [(標準点 + 加算点) / (入札価格)] の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- I 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- II 提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回らないこと。

(4) 上記(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

5 その他

1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2) 入札保証金及び契約保証金

- I 入札保証金 免除。ただし、落札した者が契約を締結しない場合、落札価格(入札書に記載された

金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)の 100 分の 5 に相当する金額(円未満の端数切上げ)を違約金として納めなければならない。

II 契約保証金 免除。ただし、公共工事履行保証証券(契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の 10 分の 3 以上とする。

3) 入札の無効

- I 公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- II 無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
- III 支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記3に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

4) 落札者の決定方法

- I 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記5(1)に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価点の最も高い者を落札者とする事がある。

5) 配置予定監理技術者又は主任技術者の確認

落札者決定後、配置予定の監理技術者又は主任技術者を配置しない事実が確認された場合、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

7) 契約書作成の要否 要

8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記2に同じ

9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記3(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認関係書類等(上記3(3)に係る資料を除く。)を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

10) 詳細は入札説明書による。